

令和2年5月7日
財 務 局

緊急事態措置の実施期間延長に伴う今後の契約事務手続きについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応として、令和2年4月7日に「緊急事態措置の実施に伴う工事、設計等委託及び物品買入れ等の入札契約事務手続きについて」（別添）のとおりお知らせしたところです。

今般、緊急事態措置の実施期間が延長されたことに伴い、別添お知らせにおける「（1）契約事務手続き中の案件への対応」については、緊急事態措置が解除されるまで、これまで通りの対応といたします。

ただし、「（2）今後、契約事務手続きを開始する案件への対応」については、原則、案件の公告等を行わないものとする取扱いを終了いたします。一方、都では現在、①新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑えこみ、都民の「命」を守る、②都民の生活や東京の経済活動をしっかり支える、③課題への大胆な挑戦により、社会の変革を促し、東京の未来につなげる、の3つの大きな柱に沿って当面の都政運営を進めていくこととしています。今後、公告等を予定する案件については、この柱に沿って、事業の必要性や優先度を精査したうえで対応していきます。

事業者の皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、引き続きご理解・ご協力のほど、宜しくお願い致します。

(参考) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた当面の都政の運営について
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/05/05/03.html>

【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当 直通 03-5388-2607